

# 地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業

(担当：水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室 他)

26年度予算額(案) 16.0億円

## 目的・意義

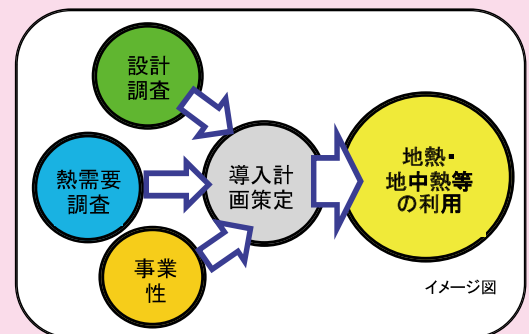
地熱・地中熱等を利用した取組は、二酸化炭素の排出削減の観点から非常に有効ですが、我が国はそのポテンシャルを十分に有効活用できていません。本事業では、環境に配慮した地熱・地中熱等利用事業の初期コスト低減による自立的普及を促し、地域のニーズや特性に適した環境保全型低炭素社会の構築を目指します。

## 事業内容

地域の特性に応じた環境配慮型の地熱・地中熱等利用事業の自立的普及に向けて、

1. 事業化計画の策定
2. 温泉エネルギー・地中熱を利用した設備等の設置

を行う地方公共団体又は民間団体等に対して補助を行います。



## 補助内容

### [直接補助事業]

#### 1. 地熱・地中熱等利用事業の事業化計画策定【地球環境局地球温暖化対策課】

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：環境に配慮しつつ地熱・地中熱又は温泉附随ガスを利用し、CO<sub>2</sub>削減を図る事業に必要な**熱需要調査、事業性・資金調達、基本設計調査**の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定

補助割合：①定額(上限1,000万円)、②対象経費の2/3を上限に補助

#### 2. 地熱・地中熱等利用事業(設備導入支援)

<地熱等の利用>

##### (1) 温泉発電設備の設置【地球環境局地球温暖化対策課】

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：開発済み温泉又は自然湧出温泉を利用するもの(固定価格買取制度による売電を行わないもの)

補助割合：①地方公共団体  
┌ 政令市未満：対象経費の2/3を上限に補助  
└ 政令市以上(※)：対象経費の1/2を上限に補助

②民間団体：対象経費の1/2を上限に補助

##### (2) ヒートポンプによる温泉熱の熱利用【自然環境局自然環境整備担当参事官室】

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：温泉水を熱源とするヒートポンプ設備の導入

補助割合：①地方公共団体  
┌ 政令市未満：対象経費の2/3を上限に補助  
└ 政令市以上(※)：対象経費の1/2を上限に補助

②民間団体：対象経費の1/3を上限に補助

##### (3) 温泉付随ガスの熱利用【自然環境局自然環境整備担当参事官室】

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：温泉に付随する可燃性天然ガスを燃料としたボイラー等の設備の導入

補助割合：①地方公共団体  
┌ 政令市未満：対象経費の2/3を上限に補助  
└ 政令市以上(※)：対象経費の1/2を上限に補助

②民間団体：対象経費の1/2を上限に補助

**(4) 温泉付随ガスのコージェネレーション【自然環境局自然環境整備担当参事官室】**

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：温泉に付随する可燃性天然ガスを燃料としたコージェネレーション設備の導入

補助割合：①地方公共団体  
〔政令市未満：対象経費の 2/3 を上限に補助  
政令市以上（※）：対象経費の 1/2 を上限に補助〕  
②民間団体：対象経費の 1/2 を上限に補助

**(5) 地域面的地熱利用推進事業【自然環境局自然環境整備担当参事官室】**

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：地域における温泉の熱を利用した温泉の集中管理システム・融雪設備等の導入

補助割合：①地方公共団体  
〔政令市未満：対象経費の 2/3 を上限に補助  
政令市以上（※）：対象経費の 1/2 を上限に補助〕  
②民間団体：対象経費の 1/2 を上限に補助

**<地中熱の利用>**

**(6) モニタリング機器の設置等【水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室】**

補助対象者：地方公共団体、民間団体等

対象事業：地中熱利用ヒートポンプシステムの地盤環境の把握や、効率的な運転の維持等を行うためのモニタリング機器の設置、熱応答試験の実施等

補助割合：定額（周辺観測用井戸あり上限 400 万円、井戸なし上限 300 万円）

**(7) 地域面的地中熱利用推進事業【水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室】**

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：地盤環境保全に配慮して行う、ヒートポンプ等による規模の大きな地中熱利用システムの設置

補助割合：①地方公共団体  
〔政令市未満：対象経費の 2/3 を上限に補助  
政令市以上（※）：対象経費の 1/2 を上限に補助〕  
②民間団体：対象経費の 1/2 を上限に補助

（※）特別区を含む。